

有 料 ・ 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書
職業紹介事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
②申請者 氏 名 株式会社 アタッチ
代表取締役 松木 光平

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ- 316035 ()	
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ あたち 株式会社 アタッチ	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 5 - 0 0 0 1 電話 03 (6453) 0340 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス19F	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名 まつき こうへい 松木 光平	住 所 とうきょうとみなとくろっぽんぎ 東京都港区六本木1丁目9番18-301号
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所 

収入印紙

消印しては
ならない

兼業 ⑧ の種類・内容	1. コンサルティング業務	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
株式会社 アタッチ	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス19F TEL 03-6453-0340	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	職業紹介責任者 後藤 開生 (03) 6453 - 0340
後藤 開生	東京都品川区大井4丁目 15番12号 LaVita 大井101	

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() -

⑫取次機関

イ 名称 (ふりがな)	
ロ 住所 (ふりがな)	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

有 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
特別の法人無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

13-ユ- 316035

2 事業所名 株式会社 アタッチ

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数
全 職 種	10 人

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

1人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

②届出者氏名 株式会社 アタッチ
代表取締役 松本光平

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	13-ユ- 316035
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ あたち 株式会社 アタッチ
(ふりがな) ⑤所在地	〒105-0001 電話 03(6453)0340
	とうきょうとみなとくらのも 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス19F
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備考	(担当) 職業紹介責任者 後藤 開生 TeL: 03-6453-0340



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ- 316035

事業所の名称及び所在地 株式会社 アタッチ

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 2 8 号虎ノ門タワーズオフィス 1 9 F